

## S N S 使用ガイドライン

### 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、事業所による公式なソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という）の利用について規定するものであり、SNSを利用する者（以下「職員」という）は、情報セキュリティ（ウイルス感染の防止・個人情報の保護、不正アクセス行為の禁止等の関係法令、著作権法その他の関係法令等）の保持ならびにSNS上でのトラブル防止のために本ガイドラインを遵守しなければならない。

### 2 SNSの利用目的

SNSは、各事業所の活動内容をインターネット上で広く発信するために利用するものとする。

### 3 管理責任者

各事業所のSNSの管理責任者（以下「管理者」という）は、施設長が務める。

### 4 運用責任者の設置

管理者は、各事業所の管理職からSNSの運用責任者（以下「運用者」という）を任命しSNSの利用に関する業務の統括にあたらせるか、運用者を兼務するものとする。

### 5 管理者の業務

#### (1) 機器の管理

管理者は、パーソナルコンピュータ及びスマートフォン等の機器（以下「機器」という）のID、パスワード、SNSアカウント、ソフトウェアのインストール内容等を把握しなければならない。

#### (2) ガイドラインの順守

管理者は、職員に対し、本ガイドラインを遵守させなければならない。本ガイドラインを遵守しない職員に対し、SNSの利用に関する業務を停止もしくは制限する権限を有する。

#### (3) データの保守

管理者は、保存されたデータの保守及びバックアップ業務に努めなければならない。

### 6 運用者の業務

#### (1) 投稿操作

運用者は、運用者のみ投稿操作できるよう機器を設定し、職員が投稿目的で作成した写真・文章データの内容が適切であるか確認したのちに投稿するものとする。

## (2) SNS上の諸機能の管理

運用者は、コメント・フォロー・評価やこれらに類するSNS上の諸機能を利用する場合は、個人情報・機密情報の漏洩、プライバシーの侵害、第三者の権利の侵害、差別・誹謗中傷・名誉棄損等ならびに関係法令違反となる書き込みの制限や削除を行うほか、過度なアクセス集中などにより対処困難となった場合は機能を停止するなど、適切に管理しなければならない。

## 7 パソコン使用ガイドラインの準用

SNS及び機器の利用にあたっては、パソコン使用ガイドラインの第6項以降を準用するものとする。

(附 則)

本ガイドラインは、令和3年12月1日から施行する。